

富士見市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定

富士見市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力により地域の活性化及び住民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域の持つ特色（自然・歴史・文化・風土）に、両者が持つ知恵・情報・技術を取り入れて相乗効果を発揮することにより持続可能なまちづくりを推進し、地域の活性化と住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携し協力する。

- （1）持続可能なまちづくりに関すること
- （2）健康維持・増進・がん予防に関すること
- （3）地域・暮らしの安全・安心・災害対策に関すること
- （4）教育・文化・スポーツの振興に関すること
- （5）結婚・出産・子育て支援及び子ども・青少年育成に関すること
- （6）高齢者支援及び障がい者支援に関すること
- （7）創業・経営支援に関すること
- （8）地域産業活性化の支援に関すること
- （9）共創のまちづくりに関すること
- （10）その他、住民サービスの向上と地域活性化に関すること

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。本協定が満了し、又は解約された後も同様とする。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

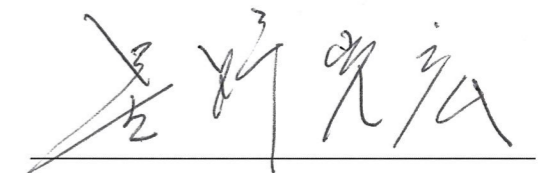
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年5月27日

富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

甲 富士見市

富士見市長



埼玉県川越市脇田本町 24-19 明治安田生命川越ビル 2F

乙 明治安田生命保険相互会社 川越支社

川越支社長

